

# 第1回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成23年9月22日（木）

代表者会議終了後

議事堂2階 201委員会室

1 座長及び副座長の選出について

2 今後の進め方について

3 その他（第2回検討会の開催等）

## ※ 添付書類

- 資料1 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 委員名簿
- 資料2 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 運営要綱
- 資料3 政策担当議員からの報告（条例検討会基本フレーム）
- 資料4 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開（案）
- 資料5 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要
- 資料6 歯科口腔保健の推進に関する法律

## 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 委員名簿

平成 23 年 9 月 22 日

会 派 名	委 員 名
新政みえ	田 中 智 也 吉 川 新 杉 本 熊 野 稲 垣 昭 義
自民みらい	石 田 成 生 中 嶋 年 規 青 木 謙 順
鷹山	大久保 孝 栄
公明党	今 井 智 広

## 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 運営要綱

## (趣旨)

第 1 条 歯と口腔の健康づくりに関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成 18 年三重県条例第 83 号）第 14 条第 1 項の規定により設置された三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

## (所掌事項)

第 2 条 検討会は、歯と口腔の健康づくりに関する事項を調査し、及び検討するものとする。

## (検討会の組織)

第 3 条 検討会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、調査及び検討の終了までの間とする。

## (座長及び副座長)

第 5 条 検討会に、座長 1 人及び副座長 1 人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(事務)

第7条 検討会の事務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、三重県議会基本条例第14条第2項の規定により県議会議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。

- 1 名称  
「三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）検討会」
- 2 目的・内容  
三重県における歯と口腔の健康づくりに関し、条例の制定に向けた調査・検討を行う。  
「ヘルシーピープルみえ・21」や現行法で対応できていない部分を補足  
地域間格差の解消  
（12歳の虫歯全国ワースト3からの脱却、県内格差の解消）  
世代別（子ども、成人、お年寄り）の取り組みを規定  
現状調査と課題整理  
（歯科医師会や行政などからの聴取）
- 3 委員構成  
新政みえ4 自民みらい3 少数会派2
- 4 目標  
平成23年度内を目途に条例制定

## 歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開（案）

### 第 1 回検討会 9 月

正副座長の選出  
今後の進め方  
歯科口腔保健の推進に関する法律

### 第 2 回検討会 10 月

本県の現状と課題（県執行部からの聴取、市町の取組状況ほか）  
関係者の現状認識（歯科医師会ほか）

### 第 3 回検討会 11 月

条例の目的、基本理念、基本的施策等について

### 中間まとめ

正副座長案の作成（条例素案）

### 第 4 回検討会 12 月

条例素案について意見交換

関係常任委員会、代表者会議への報告

### パブリックコメント 1 月

### 第 5 回検討会 2 月

条例修正案について意見交換

### 最終案 3 月

・関係常任委員会、代表者会議へ報告

議会運営委員会

本会議

# 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

## 基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

## 責務

①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

## 歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



## 実施体制

### 基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表  
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

### 口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕  
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

## 歯科口腔保健の推進に関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、口腔くわうの健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ



て、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ず

る施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運

動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勸奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勸奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。